

別記様式(第4条関係)

随意契約結果一覧

所属(課名) 特別定額給付金推進室

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
特別定額給付金事業システム開発及び関連業務委託	令和2年5月1日	(株)松阪電子計算センター	20,690,804	14,722,046	特別定額給付金の給付事務に際し、対象者確定のため住民記録・異動に関する情報等の使用が必須となる。今後の申請書発送、申請受付、審査、給付事務を限られた短期間で確実に実施するためには、当該システムにより住民情報システムとの効率的な連携を図ることが必要である。住民情報等の基幹システムとしてe-AD2を導入しており、(株)松阪電子計算センターが運用保守を行っているため、給付金業務に必要な住民情報等を共用できることから(株)松阪電子計算センターと地方自治法施行令第167条第1項第2号により随意契約	無	
特別定額給付金事業の総合振込にかかる手数料	令和2年5月8日	(株)第三銀行	8,106,780	8,106,780	松阪市の指定金融機関であるため地方自治法施行令第167条第1項第2号により随意契約	無	
特別定額給付金コールセンター等業務委託	令和2年5月8日	(株)近畿日本ツーリスト中部 津支店	37,927,450	37,182,246	5月11日に申請書発送を予定していることから、同時にお問い合わせが増えることが想定される。また、当該事業の事前周知もあり、申請書が早い時期に返送されることも見込まれ、迅速に給付金振込事務を進める必要がある。短期間で当該事務に必要な環境を整備できる事業者は1社であったため地方自治法施行令第167条第1項第5号により随意契約	無	